

平成23年2月定例会

予算特別委員会農林商工分科会

(付託議案(補正予算 追加提案分))

提出資料

平成23年3月2日

農林水産部

目 次

1. 農林水産技術センター施設・設備整備費 [農林政策課]	-----	1
2. (新) 雪害復旧支援対策事業 [農畜産振興課]	-----	3
3. (新) 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業 (家畜保健衛生・安全対策推進事業費) [農畜産振興課]	-----	8

1. 農林水産技術センター施設・設備整備費

農林政策課

1 補正内容

予算現計	124,427千円
補正額	77,403千円
補正後	201,830千円

2 理由

- 地域活性化交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」(内閣府)を活用した、施設・設備の整備等による増額
- 設備整備の請負差額等による減額

【内訳】

(単位：千円)

場所名	予算現計	補正額	補正後	主な増減理由
農業試験場	81,249	35,699	116,948	【増額】 ①施設・設備の修繕(6,646千円) ・栽培管理温室補修 他2件 ②設備の整備(29,053千円) ・近赤外線多成分分析装置 他2件
果樹試験場	7,350	2,379	9,729	【増額】 ①施設・設備の修繕(2,388千円) ・天王分場灌水仕切弁修繕 【減額】 設備・整備の請負差額等(△9千円)
畜産試験場	17,961	16,874	34,835	【増額】 ①施設・設備の修繕(871千円) ・油庫ドア修繕 他1件 ②設備の整備(16,003千円) ・コールドキャビネット 他2件
水産振興センター	13,593	14,967	28,560	【増額】 ①施設・設備の修繕(14,967千円) ・巡流水槽棟鉄骨塗替 他6件
森林技術センター	4,274	7,484	11,758	【増額】 ①施設・設備の修繕(2,195千円) ・温室屋根硝子シーリング ②設備の整備(5,289千円) ・低温恒温機(6台) 他1件
合計	124,427	77,403	201,830	【増額】 77,412千円 ①施設・設備の修繕(27,067千円)計14件 ②設備の整備 (50,345千円)計 8件 【減額】 △ 9千円

【参考】

「住民生活に光をそそぐ交付金」を充当する施設・設備整備等
(追加提案分)

1 内訳

(単位：千円)

場 所 名	案 件 名		金 額 (交付金充当額)
農業試験場	【修繕】	○ 栽培管理温室補修	3, 382
		○ 大区画圃場周辺補修	1, 964
		○ 畑地用揚水ポンプ整備	1, 300
	【設備】	○ 近赤外線多成分分析装置	10, 424
		○ 全自動CNコーダー	7, 761
		○ コンバイン(2台)	10, 868
果樹試験場	【修繕】	○ 天王分場灌水仕切弁修繕	2, 388
畜産試験場	【修繕】	○ 油庫ドア修繕	195
		○ 種雄牛ウォーターカップ修繕	676
	【設備】	○ コールドキャビネット	5, 009
		○ 体細胞測定装置	9, 083
		○ 微量サンプル分光光度計	1, 911
水産振興センター	【修繕】	○ 巡流水槽棟鉄骨塗替	4, 383
		○ 巡流水槽棟換気窓補修	861
		○ 実験水槽棟鉄骨塗替	2, 707
		○ 機械棟外装補修・破損機器他修繕	2, 732
		○ 濾過槽外装補修	1, 613
		○ 海水淡水貯水槽外装修繕	1, 268
		○ 海水貯水槽外装修繕	1, 403
森林技術センター	【修繕】	○ 温室屋根硝子シーリング補修	2, 195
	【設備】	○ 低温恒温機(6台)	4, 315
		○ 乗用草刈機	974
合 計		22件	77, 412
	【修繕】	14件	27, 067
	【設備】	8件	50, 345

2 「住民生活に光をそそぐ交付金」の全体額について

(1) 2月補正分 (5件) 82, 863千円

(2) 2月補正追加提案分(22件) 77, 412千円

計 (27件) 160, 275千円

2. 雪害復旧支援対策事業（新規）

農畜産振興課

昨年12月下旬からの大雪により被害を受けた農業者等について、農業生産施設の復旧や果樹園の再生に対して助成し、農業経営の再建を支援する。

1 事業内容

(1) 農業施設復旧対策事業

雪害により倒壊・破損した農業生産施設の新設や補修に対し助成する。

ア 対象施設

- ・ パイプハウス、ガラスハウス、畜舎、農舎等

イ 助成の内容等

- ・ 対象作目は、野菜、花き、おうとう、菌茸、葉たばこ、比内地鶏、水稻等とする。
- ・ 原状回復を基本に、対象施設ごとに標準単価を設定する。
 - 園芸用被覆パイプハウス：3, 540円/㎡
 - 園芸用無被覆パイプハウス：3, 180円/㎡
 - 水稻育苗パイプハウス：1, 620円/㎡ など
- ・ 助成対象事業費については、原則として、復旧を要する施設の面積に標準単価を乗じた額を限度とする。
- ・ 復旧と併せて行う破損資材の撤去、組立等の外部への委託施工費用についても、助成対象とする。

ウ 事業規模

- ・ パイプハウス等 約1, 800棟分

(2) 樹園地再生対策事業

雪害により被害を受けた樹園地の復旧・再生に対し助成する。

ア 対象事業

- ・ 補植、改植（苗木、支柱、土壌改良材等）
- ・ 被害樹の補修再生（支柱・接合金具等の資材、傷口保護剤等）
- ・ 果樹棚の復旧（ぶどう棚、なし棚、りんごのトレリス等）

イ 助成の内容等

- ・ 対象作目は、りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも等とする。
- ・ 対象事業ごとに標準単価を設定する。
 - 補 改 植：5, 000円/本
 - 樹 体 修 復：100, 000円/10a
 - 果樹棚再生：650, 000円/10a など
- ・ 助成対象事業費については、原則として、必要となる本数や再生する面積に標準単価を乗じた額を限度とする。
- ・ 国の支援事業（果樹経営支援対策事業）の対象となるものは除く。

ウ 事業規模

- ・ りんご等の補植、改植 約 85 h a 分
- ・ ぶどう棚等の復旧 約 70 h a 分

2 対象者

- (1) 今回の大雪により被害を受けた農業者等（販売農家に限る）
- (2) 被害認定、事業認定以前に復旧した場合であっても、被害の状況や復旧の事業であることを確認できる場合は、助成対象とする。

3 事業推進主体

- (1) 事業の実施主体を市町村とする。
- (2) 市町村長は、被害の認定及び事業申請の取りまとめ、市町村事業計画書の策定、補助金の交付等の事務を執り行う。
- (3) 市町村による嵩上げ助成等は、市町村長の判断によるものとする。

4 補助率

1 / 2 以内

5 予算額

836, 325 千円（県費）

(1) 643, 711 千円

〔負担金補助及び交付金 643, 711 千円〕

(2) 192, 614 千円

〔負担金補助及び交付金 192, 614 千円〕

6 事業実施期間

3月中旬（補正予算成立後）から

7 事業スケジュール（案）

- 3月下旬：市町村事業計画の承認、補助金の交付決定
（パイプハウス等農業施設復旧対策の申請）
- 4月下旬：市町村事業計画の変更等
（樹園地再生対策の申請）
- 5月中旬：市町村事業計画の変更等
（農業施設復旧対策、樹園地再生対策の追加申請）
- 9月：市町村事業計画の変更等
（樹園地再生対策の追加申請）

果樹の改植に対する国の支援事業

1. 改植に対する補助(果樹経営支援対策事業)

優良品種への転換及び樹園地の若返りを推進するため、改植に係る経費を補助し、果樹経営の安定を図る。

(1) 補助対象

果樹の改植に係る経費(苗木、支柱、土壌改良資材等)

(2) 補助率

① りんご(おい化) 32万円/10a(定額)

② 〃(普通樹) 16万円/10a(〃)

③ りんご以外の果樹 1/2以内(定率)

(3) 対象(下限)面積

2a以上のまとまった区画

(4) 事業年度

平成23年度～26年度(継続:前期対策 H19～H22)

2. 未収益期間に対する助成(果樹未収益期間対策事業)

永年性作物である果樹は、改植に伴い未収益期間が発生するため、成園までの育成経費を補助し、改植を加速的に推進する。

(1) 補助対象

果樹経営支援対策事業で改植を実施した園地

(2) 補助率

20万円/10a(定額)(5万円/10a×4年分を一括交付)

(3) 対象(下限)面積

5a以上(申請者ごとの改植園地の合算)

(4) 事業年度

平成23年度～26年度(新規)

低利資金の融通 秋田県営農維持緊急支援資金の活用

団体指導室

昨年の異常気象対策として創設した秋田県営農維持緊急支援資金について、今回の豪雪による復旧対策に活用できることとし、被災農家の再建を支援する。

1 融資対象

現行では、資金使途を平成23年の営農資金としているが、今回の豪雪では農業生産施設等の復旧に必要な資金を追加するものとする。

(パイプハウス等の再建、果樹の補植・改植、被害樹の補修再生、果樹棚の復旧、融雪剤の購入、施設被害による冬季作物の減収等)

なお、雪害復旧支援対策事業等の補助事業の補助残に活用することができるものとする。

2 対象者

今回の大雪により農業生産施設等に被害を受けた農業者等

(水稻関連施設の場合、原則として米戸別所得補償モデル事業に加入している者)

3 融資利率

0.50% (農業者に対する貸付利率)

4 融資期間

平成23年3月～11月

5 融資機関

農業協同組合、銀行、信用金庫等

6 償還期限

5年(据置1年)以内

7 融資枠

30億円のうち(2月28日現在の本資金の融資承認額は約12億円)

8 事業の流れ

(1) 申請の窓口は各融資機関とし、融資額の認定は市町村が行う。

(2) 融資機関へ利子助成を行った市町村に対し、その経費の一部を助成する。

(3) 市町村による嵩上げ利子助成等は、市町村長の判断とする。

※ なお、本資金のほか、雪害対策として利用可能な低利制度資金として、農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金等がある。

農業関係における雪害対策について

農 林 水 産 部

1 被害状況（判明分）

3月1日現在、パイプハウスの倒壊1,791棟などで、被害額は約5.9億円。

区 分	被害面積等	被害額(千円)	備 考
農作物被害	1.31 ha	10,665	
野菜(ホウレンソウ等)	0.77 ha	3,917	鹿角、由利、平鹿、雄勝
果樹(樹体)	調査中	500	被害額は鹿角分のみ掲載
花き	0.54 ha	6,248	
農業用施設被害	1,855 件	577,505	パイプハウス等1,791棟、畜鶏舎31棟、農協倉庫等2棟 他
計		588,170	

2 被害額の見込み（推計）

パイプハウスの倒壊等 約2,200棟、果樹の樹体損傷等 約630haなど、現時点の推計で約36億円の被害が見込まれる。

(1) 農業生産施設の被害（推計）

区 分	被害棟数(棟)	被害額(百万円)
パイプハウス等	2,145	950
園芸用	1,205	626
水稻育苗用	940	324
畜舎等	41	29
計	2,186	979

(2) 果樹等の被害（推計）

区 分	被害面積(ha)	被害額(百万円)
樹体被害	542	2,354
りんご	447	1,841
その他果樹	95	513
ぶどう棚等	126	252
その他の作物	1	10
計	626	2,616

注)「樹体被害のその他果樹95ha」と「ぶどう棚等126ha」に一部重複があるため、計は一致しない

3 県の雪害復旧対策

- (1) 雪害復旧支援対策事業
- (2) 低利資金の融通（秋田県営農維持緊急支援資金の活用）

4 技術対策の指導

- 施設園芸(野菜・花き)については、本畑の定植作業の遅れが懸念されることから、施設周囲の排水対策の徹底や計画的な育苗管理を指導する。
- 果樹については、野ネズミの食害防止や被害樹の修復・剪定など技術対策マニュアルを作成・配布し、引き続き、技術情報の提供や巡回指導を行う。
- 各地域振興局に、果樹の技術・経営相談窓口を開設する。

3. 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業（新規） （家畜保健衛生・安全対策推進事業費）

農畜産振興課

高病原性鳥インフルエンザの国内での続発を踏まえ、県内全ての養鶏場を対象に消毒薬及び防鳥ネット・金網を配布し、本病の防疫体制の強化を図る。

1 事業内容

（1）消毒薬の配布

鶏舎出入口に設置する踏込消毒槽の消毒薬（4ヵ月分）を配布

ア 消毒薬：塩素系

イ 配布対象：県内養鶏場 158戸 265万羽

ウ 配布数量：各農場1箱

（2）防鳥ネット等の配布

野鳥との接触リスクを回避するため、防鳥ネット・金網を支給。

ア 比内地鶏

防鳥ネット（網目20mm、巾2m×長さ54m）を出荷羽数1千羽当たり1巻を基準に配布。

イ 採卵鶏・ブロイラー等

金網（網目20mm、巾0.91m×長さ30m）を1農場1巻を配布

2 事業主体

県

3 予算額

7,970千円（県費）

（1） 1,000千円

〔需用費 1,000千円〕

（2） 6,970千円

〔需用費 6,970千円〕

4 事業年度

平成22年度